

(お知らせ)

## 平成 22 年度悪臭防止法施行状況調査について

平成 23 年 12 月 22 日 (木)  
環境省水・大気環境局大気生活環境室  
直 通 : 03-5521-8299  
代 表 : 03-3581-3351  
室 長 : 大村 卓 (内線 6540)  
室長補佐 : 中西 正光 (内線 6543)  
担 当 : 楠本 綾 (内線 6545)

環境省は、全国の都道府県等の報告に基づき、平成 22 年度における悪臭防止法の施行状況を取りまとめました。

### 1. 目的

環境省では、悪臭防止行政の一層の推進を図るため、毎年度、全国の都道府県、指定都市、中核市、特例市及び特別区を通じ、悪臭防止法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめています。

### 2. 調査結果の概要

#### (1) 悪臭防止法に基づく規制地域の指定状況

悪臭防止法の規制地域を有する市区町村は、平成 22 年度末現在、全国の市区町村の 72.9%に当たる 1,275 市区町村でした。

#### (2) 臭気判定士の状況

平成 8 年に創設された臭気判定士については、平成 22 年度末現在の臭気判定士免状の取得者数が 3,062 名 (前年度 2,990 名) となりました。

#### (3) 悪臭苦情の状況

悪臭苦情の件数は、平成 22 年度は 15,194 件であり、前年度に比べ 743 件減少し、7 年連続で減少しました。

苦情の内訳を見ると、野外焼却が最も多く 4,135 件 (全体の 27.2%)、サービス業・その他が 2,363 件 (15.6%)、個人住宅・アパート・寮が 1,791 件 (11.8%) 等でした。

前年度と比較すると、野外焼却に対する苦情が 65 件 (1.6%) 増加した一方で、その他の苦情件数はいずれも減少しました。

#### (4) 悪臭防止法に基づく措置等の状況

平成 22 年度の悪臭防止法の指定地域内の工場・事業場に係る苦情は、6,062 件でした。当該年度に行われた悪臭防止法に基づく立入検査は 2,043 件、報告の徴収は 410 件、測定は 86 件でした。測定の結果、規制基準を超えていたものは 38 件でした。また、悪臭防止法に基づく改善勧告が 8 件行われましたが、改善命令は行われませんでした。この他、悪臭防止に関する行政指導が 1,570 件行われました。

平成 22 年度悪臭防止法施行状況調査では、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の影響による記録資料の滅失により、青森県、岩手県、宮城県及び福島県内の一部の地域で受け付けた苦情件数に関する報告が得られず、集計に含まれておりません。

・ 悪臭防止法に基づく規制地域の指定状況

悪臭防止法の規制地域を有する市区町村は、平成 22 年度末現在、全国の市区町村の 72.9% に当たる 1,275 市区町村であった（表 1）

表 1 規制地域の指定状況(平成22年度末現在)

市区町村数	規制地域を有する 市区町村数	
	市区町村数	(%)
市	786	735 (93.5%)
区	23	23 (100.0%)
町	757	465 (61.4%)
村	184	52 (28.3%)
計	1,750	1,275 (72.9%)

・ 臭気判定士の状況

平成 8 年に創設された臭気判定士については、平成 22 年度末現在の臭気判定士免状の取得者数が 3,062 名（前年度 2,990 名）となった。

・ 悪臭苦情の状況

( 1 ) 苦情件数の推移

平成 22 年度に全国の地方公共団体が受理した悪臭に係る苦情の件数は 15,194 件と平成 21 年度（15,937 件）から 743 件（4.7%）の減少であり、7 年連続での減少となった。ただし、苦情件数が 1 万件前後であった平成 3～5 年度と比較すると、依然として高い水準である（図 1）。

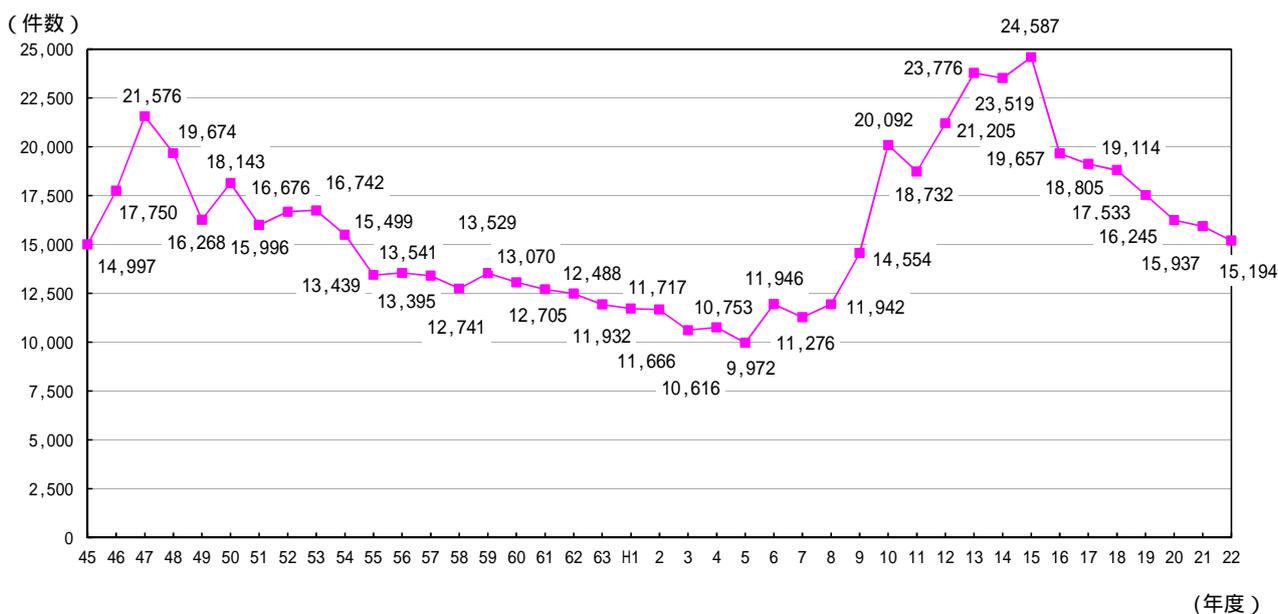


図 1 苦情件数の推移

( 2 ) 発生源別の苦情件数

平成 22 年度の苦情件数を発生源別にみると、野外焼却に係る苦情が最も多く、4,135

件で全体の27.2%を占めた。第2位はサービス業・その他の2,363件(15.6%)、第3位は個人住宅・アパートの1,791件(11.8%)であった(図2、図3)。

また、平成21年度と比較すると、野外焼却に対する苦情が65件(対前年度1.6%増)増加した一方で、その他の苦情件数はいずれも減少した。

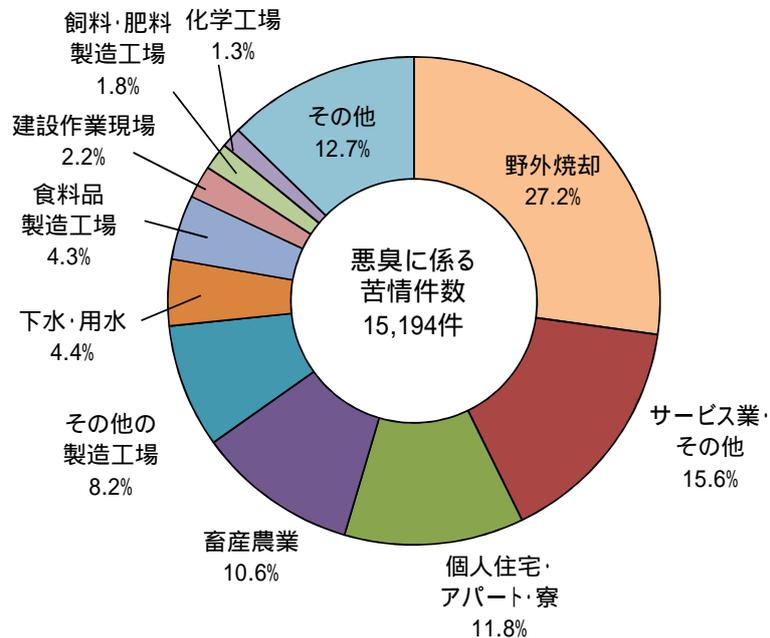


図2 悪臭に係る苦情の内訳 (平成22年度)

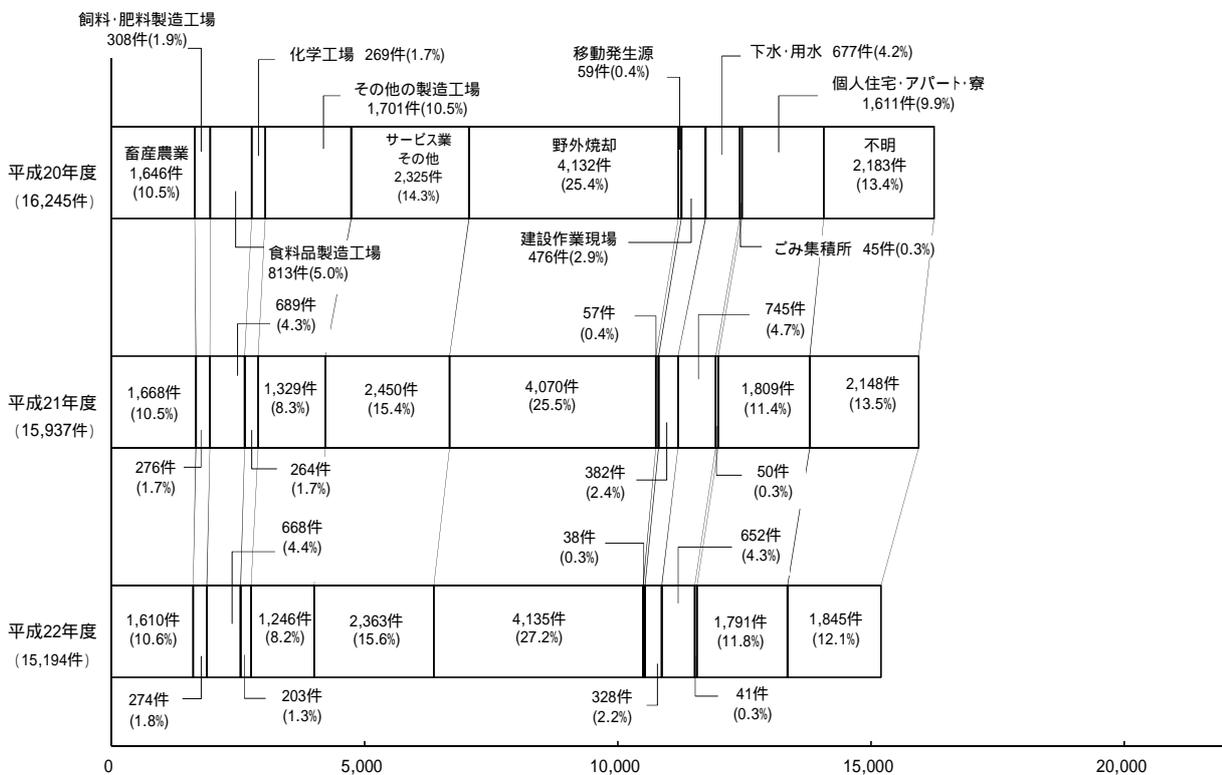


図3 過去3カ年の苦情件数の発生源別内訳

### (3) 都道府県別の苦情件数

平成22年度の苦情件数を都道府県別にみると、東京都の1,451件が最も多く、次いで愛知県1,398件、神奈川県1,130件、大阪府977件、埼玉県889件の順となっている。これら上位5都府県で総苦情件数の38.5%を占めており、大都市を有する地域における苦情の多さが目立った。ただし、人口100万人当たりの苦情件数で見ると、このような傾向はみられず、地域によってばらつきがあることがわかった。苦情件数を前年度と比較すると、47都道府県中31都道府県で苦情が減少した(表2、表3)。

表2 都道府県別苦情件数(上位5都道府県)

苦情件数		人口100万人当たりの苦情件数	
都道府県	件数	都道府県	件数
1 東京都	1,451	山形県	262
2 愛知県	1,398	沖縄県	238
3 神奈川県	1,130	宮崎県	222
4 大阪府	977	大分県	219
5 埼玉県	889	山梨県	195
全 国	15,194	全 国 平 均	119

人口は総務省統計局(平成22年国勢調査人口等基本集計(平成22年10月1日現在))による。

表3 都道府県別苦情件数の対前年度比増減状況

都道府県	平成21年度	平成22年度	増減	対前年度増減比	都道府県	平成21年度	平成22年度	増減	対前年度増減比
北海道	273	312	39	14.3%	滋賀県	87	149	62	71.3%
青森県	104	89	15	14.4%	京都府	419	371	48	11.5%
岩手県	127	116	11	8.7%	大阪府	940	977	37	3.9%
宮城県	239	172	67	28.0%	兵庫県	459	379	80	17.4%
秋田県	113	87	26	23.0%	奈良県	190	159	31	16.3%
山形県	390	306	84	21.5%	和歌山県	121	111	10	8.3%
福島県	216	130	86	39.8%	鳥取県	56	45	11	19.6%
茨城県	564	395	169	30.0%	島根県	56	51	5	8.9%
栃木県	304	263	41	13.5%	岡山県	190	168	22	11.6%
群馬県	258	221	37	14.3%	広島県	249	270	21	8.4%
埼玉県	987	889	98	9.9%	山口県	147	159	12	8.2%
千葉県	814	632	182	22.4%	徳島県	113	89	24	21.2%
東京都	1,453	1,451	2	0.1%	香川県	99	77	22	22.2%
神奈川県	1,144	1,130	14	1.2%	愛媛県	234	168	66	28.2%
新潟県	270	267	3	1.1%	高知県	56	55	1	1.8%
富山県	71	76	5	7.0%	福岡県	585	650	65	11.1%
石川県	126	105	21	16.7%	佐賀県	77	59	18	23.4%
福井県	95	117	22	23.2%	長崎県	164	164	0	0.0%
山梨県	150	168	18	12.0%	熊本県	110	104	6	5.5%
長野県	350	316	34	9.7%	大分県	202	262	60	29.7%
岐阜県	297	304	7	2.4%	宮崎県	246	252	6	2.4%
静岡県	611	641	30	4.9%	鹿児島県	245	202	43	17.6%
愛知県	1,323	1,398	75	5.7%	沖縄県	244	332	88	36.1%
三重県	369	356	13	3.5%	合 計	15,937	15,194	743	4.7%

は減少を示す

(4) 規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

平成 22 年度の総苦情件数 15,194 件のうち、悪臭防止法の規制対象となる規制地域内の工場・事業場に対するものは 6,062 件 (39.9%) であり、規制地域外の工場・事業場に対する苦情が 1,868 件 (12.3%) であった。

また、個人住宅・アパート・寮、下水・用水など規制対象外の発生源に対する苦情が 7,264 件 (47.8%) であった (表 4)。

表 4 規制対象とそれ以外の苦情件数

発生源別	規制地域内	規制地域外	合計
工場・事業場	6,062 (39.9%)	1,868 (12.3%)	7,930 (52.2%)
規制対象外の 発生源	5,645 (37.2%)	1,619 (10.7%)	7,264 (47.8%)
合計 (%)	11,707 (77.1%)	3,487 (22.9%)	15,194 (100%)

・悪臭防止法に基づく措置等の状況

工場・事業場に対する措置等の状況

悪臭防止法の規制地域内における工場・事業場に係る苦情は 6,062 件 (前年度 6,058 件) であった。

地方公共団体が受理した苦情に対して悪臭防止法に基づき行われた措置等の件数は、立入検査が 2,043 件 (同 2,076 件)、報告の徴収が 410 件 (同 329 件)、測定が 86 件 (同 73 件)、測定の結果、規制基準を超えていたものが 38 件 (同 36 件) であった。また、改善勧告が 8 件 (同 4 件) 行われたが、改善命令は行われなかった (同 0 件)。なお、これらの悪臭防止法に基づく措置のほか、悪臭防止に関する行政指導が 1,570 件 (同 1,550 件) 行われた (表 5)。

表 5 工場・事業場悪臭に係る措置等の状況

	平成21年度	平成22年度	前年度増減比
立入検査	2,076	2,043	1.6%
報告の徴収	329	410	24.6%
測定	73	86	17.8%
(うち基準超過)	36	38	5.6%
改善勧告	4	8	100.0%
改善命令	0	0	-
行政指導	1,550	1,570	1.3%
(参考) 苦情件数	6,058	6,062	0.1%

は減少を示す

注) 苦情に対して悪臭防止法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理した苦情に対するものとは限らない。